清水 康之 委員提出資料

平成26年2月4日 第2回自殺対策官民連携協働会議

課題 生活困窮者自立支援法と自殺対策とを、どう連動させるか

NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 代表 清水康之

生活困窮者自立支援法(平成 25 年 12 月 13 日公布。施行期日:平成 27 年 4 月 1 日)は、自殺対策と非常に深く関わる重要施策であり、これをどう自殺対策と連動させていくかが、今後の自殺対策にとって極めて重要な課題となってくる。(「平成 24 年中における自殺の状況(内閣府・警察庁)」によると、「経済・生活問題」が自殺の原因・動機となっていたと思われる人の数は5219 人に上る。)

とりわけ「総合相談窓口の設置(自立相談支援事業)」は、これまで自殺対策の先駆的取組として各地で開催されてきた「いのちとくらしの総合相談会(名称は地域によって異なる)」を、実質的に常設化する試みであり、経済・生活問題により希死念慮を抱えた人たちの「駆け込み寺(生きる支援の拠点)」となる可能性がある。

また「中間的就労」も、失業や孤立などによって役割喪失感に苛まれている人たちの自己有用感を高めるための重要な支援策になる可能性がある。

しかし、施行まであと 1 年と迫っているにもかかわらず、自殺対策関係者の多くは、生活困窮者自立支援法の存在を知らない。基礎自治体における受皿が福祉の担当であることが多いため、 行政の縦割りの中で、この新しい支援制度の情報が共有されていない。

そこで、以下の3点を提案したい。

- 1) 自殺対策(内閣府)と生活困窮者自立支援制度(厚労省)の両方のラインから、連携を促すための情報を提供すること
- 2) その際、具体的な連携モデル(例えば、総合相談窓口と保健所との連携など)を示すこと
- 3) 各自治体(福祉事務所設置自治体)に設置される「総合相談窓口」を広くネットワーク化して、 自殺対策に資する「いのち支えるセーフティーネット」を構築すること

参考資料: 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/seikatsuhogo/dl/0000024812a.pdf

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 〇 福祉事務所設置自治体は、「<u>自立相談支援事業</u>」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成 等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 〇 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

〇 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金:国庫負担3/4
- 〇 就労準備支援事業、一時生活支援事業:国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。